

個別約款（コージェネレーションシステム割引契約）

2021年12月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 適用条件の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 付帯契約の締結	2
6. 料 金	2
7. 付帯契約条件未達精算額	2
8. 名義の変更	3
9. 付帯契約の変更又は解除	3
10. 付帯契約の解除に伴う付帯契約中途解約精算額	3
11. その他	3
付則	3
(別 表)	
1. 主契約が時間帯別 B 契約の場合	4
2. 主契約が業務用季節別 A 契約の場合	4

1. 適用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 適用条件の変更

当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款又はガス事業法その他関係法令が変更された場合には、契約期間中であっても本約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となるガス需給契約をいいます。
- (2) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する熱を利用する熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (3) 「実績最大使用量」とは、実績に基づく1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます（小数点以下切り捨て）。
- (4) 「契約最大使用量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大使用量で除した値（小数点以下切り捨て）をいいます。
- (5) 「実績最大使用量倍率」とは、実績年間使用量を実績最大使用量で除した値（小数点以下切り捨て）をいいます。
- (6) 「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績年間使用量}}{\text{最大需要期の実績月別使用量の合計} \times 3} \times 100$$

- (7) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの付帯契約を申し込むことができます。

- (1) 主契約として時間帯別B契約又は業務用季節別A契約に基づく契約を締結すること。
- (2) コージェネレーションシステムを使用すること。
- (3) コージェネレーションシステムの定格発電出力（機器容量）が5kW以上であること。
- (4) 主契約が時間帯別B契約のときは、契約年間負荷率が75パーセント以上かつ契約最大使用量倍率が1,000倍以上であること。主契約が業務用季節別A契約のときは、契約最大使用量倍率が1,000倍以上であること。

5. 付帯契約の締結

- (1) お客さまは、当社と協議の上、割引単価その他の供給条件を定めた付帯契約を当社と締結していただきます。
- (2) この付帯契約の締結は、原則として主契約の締結と同時に行うものといたします。
- (3) 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間の満了するまでに当社とお客さまのいずれからも契約内容について異議の申出がない場合には、契約は更に1年間延長するものとし、以降これにならうものといたします。お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しよう并希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただくものといたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款 17 に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。

6. 料金

- (1) 当社は、各料金算定期間の料金を、主契約に基づく基準単位料金から(2)の規定に基づき算定した基準単位料金割引単価を差し引いて算定いたします。
- (2) 主契約が時間帯別B契約第一種及び第二種の場合には別表1を、主契約が業務用季節別A契約の場合には、別表2を適用して算定いたします。

7. 付帯契約条件未達精算額

当社は、お客さまの契約期間における使用実績において、実績年間負荷率又は実績最大使用量倍率がこの契約に定める条件を満たさなかった場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、(1)の算式によって算定する金額を限度とし、付帯契約条件未達精算額といたします。また、当該精算額は、原則として、契約満了の日が属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は(2)の算式により算定いたします(1円未満の端数切捨て)。

(1)

$$\text{付帯契約条件未達精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{付帯契約で} \\ \text{定めた基準} \\ \text{単位料金} \\ \text{割引単価} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間負荷率} \\ \text{及び実績最大使} \\ \text{用量倍率で算定} \\ \text{した基準単位料} \\ \text{金割引単価} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times 1.1$$

(2) 精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額×消費税率 / (1 + 消費税率)

8. 名義の変更

お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。

9. 付帯契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は2によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び7の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものといたします。

10. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額

契約期間中において生じた付帯契約の解約が、9(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外又は9(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合には、当社は、(1)の算式のとおり付帯契約中途解約精算額を、原則として、契約を解約する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は(2)の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。

- (1) 付帯契約中途解約精算額 = (解約期日までの契約期間中の割引額の総額) × 1.1
- (2) 精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額 × 消費税率 / (1 + 消費税率)

11. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2021年12月1日から実施いたします。

別表1（主契約が時間帯別B契約の場合）

コージェネレーションシステムの発電容量 (kW)	契約年間負荷率	契約最大使用量倍率	基準単位料金割引単価(消費税等相当額含む。)
200 kW以上	75%以上	2,000倍以上	1.65円/m ³
		1,000倍以上 2,000倍未満	1.10円/m ³
5 kW以上 200 kW未満		2,000倍以上	1.10円/m ³
		1,000倍以上 2,000倍未満	0.55円/m ³

別表2（主契約が業務用季節別A契約の場合）

コージェネレーションシステムの発電容量 (kW)	契約最大使用量倍率	基準単位料金割引単価(消費税等相当額含む。)
5 kW以上	2,000倍以上	0.89円/m ³
	1,000倍以上 2,000倍未満	0.45円/m ³